

○南相馬市消防団設置等に関する条例

平成18年1月1日
条例第180号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づく消防団の設置のほか、消防団に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の消防事務を処理するため、消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 消防団は、南相馬市消防団と称し、管轄区域は、市の区域の全部とする。

(消防団員)

第4条 消防団に消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）を置く。

2 機能別団員は、特定の活動にのみ参加する団員とする。

3 消防団員は、本市に居住し、又は勤務する年齢満18歳以上の者でなければならない。

4 消防団員の階級及び職名は、別表第1のとおりとする。

(定員)

第5条 消防団員の定員は、1,356人とする。

2 消防団員の階級及び職名別の定員は、別表第1のとおりとする。

(退職)

第6条 消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ任命権者の許可を受けなければならない。

2 機能別団員の定年は、70歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(懲戒)

第7条 消防団員であつて次の各号のいずれかに該当する場合においては、任命権者は、これを懲戒することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 職務の内外を問わず、消防団員の体面を傷つける行為のあったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、服務規律に違反する行為のあったとき。

(懲戒の種類)

第8条 前条の懲戒は、次の区別により行う。

(1) 免職

(2) 停職

(3) 戒告

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(懲戒権者)

第9条 前3条の規定による消防団員の退職又は懲戒は、市長の承認を得て消防団長が行い、

消防団長については市長がこれを行うものとする。

(服務規律)

第10条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2 招集の命を受けないときであっても火災その他非常災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定された要領に従い直ちに出動して服務しなければならない。

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあっては市長に、消防団長以外の消防団員にあっては、消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は、水火災警報発令中その他特に警戒必要があると認められる際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

第13条 消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、事ある場合には身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならないこと。
- (2) 規律を厳守して上司の指揮命令のもと一致団結して事に当たらなければならないこと。
- (3) 互いに礼節を重んじ信義を厚くし、常に言行を慎しまなければならないこと。
- (4) 職務に関し金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしてはならないこと。
- (5) 職務上知り得たことの機密を漏らしてはならないこと。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならないこと。
- (7) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり職務のほか、使用してはならないこと。
- (9) 給与品、貸与品は、これを大切に保管し、服務以外においてこれを使用し、又は他人に貸与してはならないこと。

(宣誓)

第14条 消防団員となった者は、その任命後別記様式による宣誓書を提出しなければならない。

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日までにそれぞれその4分の1の額を支給する。

3 年の中途において新たに消防団員となった者には、その日から日割計算により前項に規定する日に報酬を支給し、退職又は免職等により年の中途において職を離れた者には、その月までの月数を基礎として月割計算によりその月の末日までに報酬を支給する。

4 年の中途において階級に異動があった場合には、その異動のあった日から日割計算によ

り報酬の額を改定する。

第16条 消防団員が職務のため出動した場合は、別表第3に掲げる出動報酬を支給する。

(費用弁償)

第17条 消防団員が職務のため旅行した場合は、費用弁償として南相馬市職員等の旅費に関する条例（平成18年南相馬市条例第50号）に定める旅費を支給する。

(休団)

第18条 消防団員は、長期出張、育児等で長期間活動に参加することができない場合は、3年を超えない範囲内で、団員の身分を有したまま消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 消防団員は、前項の規定により休団しようとする場合は、任命権者の承認を受けなければならない。

3 休団している消防団員は、職務に復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。

4 休団している期間中は、報酬については無支給とし、退職報奨金については在職年数に算入しないものとする。

5 休団中の消防団員が復帰したときの当該消防団員の階級は、休団を開始した日にその者が属していた階級とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、消防団に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町消防団設置等に関する条例（昭和41年小高町条例第9号）、鹿島町消防団設置等に関する条例（昭和42年鹿島町条例第18号）又は原町市消防団設置等に関する条例（昭和41年原町市条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(東日本大震災に対処するための消防団員の費用弁償)

3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため消防団員が次の各号に掲げる区域で作業に従事した場合は、当該各号に掲げる額を支給する。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域 1日につき2,000円

(2) 本部長指示により、避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本

- 部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域 1日につき 1, 000円
- (3) 本部長指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域 1日につき 2, 000円
- (4) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域 1日につき 1, 000円
- 4 東日本大震災に対処するため消防団員が死体の収容、洗体、搬送等の作業に従事した場合は、従事した日 1日につき 1, 000円（10体以上の死体を取り扱った場合は 2, 000円）を支給する。

附 則（平成24年12月20日条例第37号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。
- 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。
 - 改正後の南相馬市消防団設置等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第3項第1号、第2号及び附則第4項の規定 平成23年3月11日
 - 新条例附則第3項第3号及び第4号の規定 平成24年4月16日

附 則（平成28年9月23日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第15号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月16日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第7号）

（施行期日等）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の南相馬市消防団設置等に関する条例第16条の規定は、令和4年4月1日以後に出動する職務から適用し、同日前に出動した職務については、なお、従前の例による。

別表第1（第4条、第5条関係）

消防団員の階級及び職名別定員

階級	職名	定員
消防団長	消防団長兼区団長	1
副消防団長	副消防団長兼区団長	2
	副区団長	4
分団長	分団長	12
	訓練指導員	5
副分団長	副分団長	12
	副訓練指導員	14
	区団庶務	3
	分団庶務	12

部長	部長	9 7
	ラッパ部長	3
班長	班長	1 5 3
	ラッパ班長	5
団員	団員及び機能別団員	1, 0 0 4
	ラッパ手	2 9

別表第2 (第15条関係)

区分	報酬 (年額)
消防団長	2 5 0, 0 0 0 円
副消防団長	副消防団長兼区団長
	副区団長
分団長	1 0 0, 0 0 0 円
副分団長	7 6, 0 0 0 円
部長	5 5, 0 0 0 円
班長	班長
	ラッパ班長
団員	団員
	ラッパ手
	機能別団員

別表第3 (第16条関係)

区分	支給単位	出動報酬
火災、水害、その他の災害現場に 出動した場合	2時間未満	2, 0 0 0 円
	2時間以上4時間未満	4, 0 0 0 円
	4時間以上	8, 0 0 0 円
行方不明者捜索に出動した場合	2時間未満	2, 0 0 0 円
	2時間以上4時間未満	4, 0 0 0 円
	4時間以上	8, 0 0 0 円
警戒のため出動した場合	1日につき	3, 5 0 0 円
訓練のため出動した場合		
機械整備のため出動した場合		
訓練指導員が訓練指導のため出 動した場合		

別記様式（第14条関係）

宣誓書

わたくしは、日本国憲法及び法律を尊重し、法令、条例及び規則を遵守し、南相馬市民の奉仕者として良心に従って忠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

南相馬市消防団
職名
氏名